

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。

○秋田県の特定最低賃金（特定の産業の労働者に適用されるもの）

*各時間額は、令和3年12月24日から発効されている時間額

- | | |
|---|-----------|
| ① 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金 | 時間額 910 円 |
| ② 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、 その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・ 同附属装置製造業最低賃金 | 時間額 861 円 |
| ③ 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金 | 時間額 907 円 |
| ④ 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 | 時間額 869 円 |